

# 田川郡消費者センター 消費者トラブル・注意情報

平成29年 1月発行 発行No.2

田川郡消費者センター管内や全国的に近年、独居高齢者をターゲットにした訪問販売が増えており、その訪問販売に関係するトラブルが多発しております。

消費者被害の対象となりやすい高齢者世帯の方、特に独居高齢者の消費者被害の防止・抑止に向けて、田川郡消費者センターより、日頃から高齢者の方と接する機会が多い関係機関の方へ、消費者の被害事例やトラブル相談事例を基に、情報提供をさせていただきたいと思っております。

高齢者の方や消費者被害に遭いやすい方の被害の防止、被害の減少に少しでもお役立ていただければ幸いと考えるところです。

皆さまのご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

## 【注意喚起情報】

田川郡消費者センター相談員に情報提供がありましたことを受け、消費者の被害が懸念されることから、注意喚起情報として管内消費者ご担当者宛に情報提供をさせていただいております。

『田川郡内にある元スーパー跡地で、味噌・米等の食品や日用品を“時間を限定して100円で販売するので、ご近所の方お誘いのうえ来店いただきたい”という旨のチラシが配布されている。販売方法の問題や、高齢者層の被害が心配される商法ではないだろうか？』

という内容の相談が寄せられ、案件の基になったチラシを田川郡消費者センターが取り寄せしました。

この手のチラシは格安の日用品で客を呼び込み、高額な健康食品や医療器具などの通信販売契約につなげることを目的としているのではないかと、考えられます。

通信販売はクーリングオフの適用除外取引となっていますので、被害にあってしまったからでは被害の回復が非常に困難になってしまいます。

過去にもこのような会場でしばしば、巧みな話術を用いて熱狂的な雰囲気盛り上げ、会場内の熱狂的な雰囲気に飲み込まれた来店客の高齢者が、適切・冷静な判断を失い契約をしてしまったという相談事例が、当消費者センターにも寄せられたケースがあります。

情報提供の案件となったチラシの会場は元スーパー跡地で行われており、過去の相談事例から判断すると、この様な販売形態の拠点が田川郡内や周辺市町村にもあるのではないかと思われ、消費者のトラブルが懸念されることから、注意喚起情報として周知したい為よろしくお願いたします。

その場で契約せず、家族や消費生活センターに相談しましょう。  
無理やり商品を押し付けられても、毅然と断ることが大切です。  
必要のない契約は、きっぱり断りましょう。

○『無料』・『格安』を強調して勧誘し、最終的には高額な商品やサービスを契約させる商法です。

※『本日限り〇〇〇円で～』など格安な値段をうたった広告で人を集め、実際にはそれより高額な契約をさせる手口もあります。

※興味をしめした人を複数の人で取り囲み、強引に勧誘したり、契約をするまで帰れないようにする手口の、悪質な業者もいます。

※強引なセールストークやしつこい勧誘を断るのが苦手であったり自信のない方は、最初から無料体験などには近づかないようにしましょう。

※しつこく契約をせまられても、必要がなければ「契約しません」と、きっぱり断りましょう。

※もしも、断れずに契約をしてしまった場合は、田川郡消費生活センターまでご相談下さい。

**消費者トラブルで困ったとき、悩んだときは、すぐにご相談ください！**

○消費者ホットライン 188 (いやや)

最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。

○田川郡消費生活センター (福智町赤池 970 番地 1 (福智町コスモス保健センター内))

電話：0947-28-9300

相談日：毎週火曜日・木曜日 午前9時から午後4時まで